

令和4年度第2回世田谷区特別職報酬等審議会 会議録

- 日時 令和4年10月31日(月) 9:56～11:25
- 場所 世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室
- 出席者 沼尾会長、外山会長職務代理、朝倉委員、小島委員、鈴木委員、
楯委員、中村委員、永山委員、山口委員
- 事務局 総務部総務課
- 会議の公開・非公開の別 公開
- 傍聴者 なし
- 次第 第2回世田谷区特別職報酬等審議会
 - 1 開会
 - 2 審議「特別職の報酬等の額について」
 - (1) 資料説明
 - (2) 質疑
 - (3) 審議
 - 3 閉会

令和4年度第2回
世田谷区特別職報酬等審議会

日：令和4年10月31日（月）

於：区役所第1庁舎5階 庁議室

午前 9 時 56 分開会

○会長 定刻よりも少し早いのですが、皆様おそろいですので、これより令和 4 年度第 2 回世田谷区特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の審議会の次第等について総務部長から御説明をお願いいたします。

○総務部長 総務部長、池田でございます。本日はありがとうございます。

まず、配付資料の確認をさせていただければと思います。

資料はお持ちいただいているということですが、本日の次第、続いて特別職報酬等審議会資料、委員名簿、この 3 種を事前にお送りしております。不足等ございましたら事務局までお申しつけいただければと思います。

続いて、本日の流れを御説明したいと思います。次第を御覧いただければと思います。本日の審議の議題ですが、特別職の報酬等の額についてということをお願いしたいと考えてございます。

まず事務局よりお配りしております資料に基づいて御説明をさせていただき、続いて不明点等について御質疑をいただきます。その後、本年度の答申の方向性とか具体的な金額などについて御議論いただきまして、最終的に審議会としての御意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、早速議事を進めてまいりたく存じます。

特別職の報酬等の額の審議に当たり、初めに事務局より資料について御説明をお願いします。

○総務課長 総務課長の中潟でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。第 2 回特別職報酬等審議会資料 1 ページをお開きください。令和 4 年度特別区人事委員会勧告の概要でございます。こちらについては職員厚生課長から説明いたします。

○職員厚生課長 おはようございます。職員厚生課長の増井です。よろしくをお願いいたします。私より、人事委員会勧告の概要について、また、次の資料にございます特別給（期末・勤勉手当）について御説明します。

まず 1 枚目の資料の人事委員会勧告の概要についてでございます。項番 1、勧告の特徴

の1つですが、本年は、職員の給与が民間従業員の給与を額にして896円、率にして0.24%下回っている状況にあることから、その公民較差を解消するものでございます。

解消に当たっては、一律に引き上げるのではなく、職員に適用される給料表の一部の級及び号給のみの改定とし、人材確保の観点などから初任給及び若年層の給料月額を引き上げるというものでございます。

特徴の2つ目です。特別給においては0.1月分の引上げを、年間支給月数は、現行4.45月から4.55月に引き上げとなっております。本勧告により、特別区職員の平均年間給与は約5万4000円の増となります。

続いて項番の2でございます。国の人事院及び東京都人事委員会による勧告状況も一覧としてまとめております。

【月例給】については、上の表ですが、国及び東京都とも特別区と同様に引上げの勧告となっております。

【特別給】については、その下の表ですが、国及び東京都とも特別区と同様に0.1月の引上げ勧告となっております。

続いて項番3の改定の内容を御覧ください。給料表の改定については、表の右の列にございますとおり、令和4年1月1日に遡及して実施することとし、特別給の引上げについては、改正条例の公布の日から実施し、勤勉手当に割り振ることとしております。

また、勤勉手当については、国や他団体の状況等を踏まえ、3月期の期末手当を廃止し、6月期、12月期の期末手当が均等になるように配分する改正を行うこととし、令和5年4月1日から実施するものとしております。

区の常勤職員や再任用職員などの一般職については、この人事委員会勧告を受けて、職員団体等との間での給与改定交渉を経た後、区議会に給与条例等の一部を改正する条例を提案する予定でございます。

次のページの特別給（期末・勤勉手当）についてを御覧いただけますでしょうか。こちらは、先ほど御説明した資料内の3の改定内容のうち、特別給（期末・勤勉手当）の詳細を記載した資料となっております。

まず項番1、各手当の概要でございます。区職員の特別級については、期末手当と勤勉手当に分かれておりますが、期末手当については、生計費が時季的にかさむことを考慮し、民間における賞与等の一律支給分に相当する給与として支給される手当とする一方、勤勉手当については、職員の勤務成績に応じて支給される能率給としての性格を有する手

当でございます。

次の項番2ですが、各手当の支給対象となる範囲でございます。表に記載のとおり、勤勉手当については常勤職員及び再任用職員に支給されるものですが、会計年度任用職員及び特別職は支給対象外となっております。

項番3です。今年度の特別区人事委員会勧告における改定内容を御覧ください。勧告においては、特別給の引上げ分は勤勉手当に割り振ることとされております。その理由としては、民間における特別給、いわゆる賞与における考課査定分の配分状況等を考慮したことによります。

具体的には、民間における特別給に占める考課査定分の割合が、特別区職員の特別給に占める勤勉手当の割合を上回っていることや、国家公務員の改定分も全て勤勉手当に割り振られているということを考慮したものというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○総務課長 それでは、引き続き私から説明させていただきます。資料の3ページ目を御覧ください。

こちらは世田谷区の一般職員数及び職員1人当たりの給与費の推移をお示ししております。上の表では、平成25年度以降の一般職の職員数の推移を表しており、縦欄に職員数、前年度と比較した場合の増減、その増減率、平均年齢を記載しております。

一番右の列、令和4年度を御覧ください。職員数は、一般職員が5499名、再任用職員が220名となっております。

2行目の職員数の増減ですが、一般職員は8名の減、再任用職員は24名の減となっております。

次に、その下の表は、一般職員1人当たりの給与費の推移について当初予算ベースでお示ししております。一番右の令和4年度は639万1000円となっており、昨年度からは18万4000円の減少となっております。

こちらの表からは、職員の数は令和3年度まで緩やかな増加傾向にあった一方、平均年齢は年々下がってきており、職員1人当たりの給与費も、平成28年度をピークに減少傾向にあることがうかがえます。

続いて、表の下の〈参考2〉を御覧ください。先ほど職員厚生課長より御説明した特別給に関する解説の中で、勤勉手当の支給対象とならない会計年度任用職員について補足いたします。

この会計年度任用職員については、令和2年度から新たに設けられた非常勤職員の制度で、法改正前のいわゆる非常勤職員、臨時職員がこれに当たります。今年度4月1日現在の世田谷区の会計年度任用職員の数は4907人で、このうち期末手当の支給対象となるのは約4000人となっております。したがって、この4000人については、今年度の特別区人事委員会勧告では、特別給が引き上がらないこととなっております。

本審議においては、特別職の報酬等について御審議いただく場で、会計年度任用職員に係る待遇や法制度と直接関係がないものですが、今年度の勧告を受ける区職員への影響ということで御紹介をさせていただきました。

また、このページの最後に、本審議会において報酬等を検討する特別職の人数と平均年齢についても参考に記載してございます。対象となる人数は55名、内訳は記載のとおりでございます。

次に4ページを御覧ください。本審議会において御審議いただく報酬の対象となる特別職55名のうち大きなウエートを占める世田谷区議会の概要でございます。定員50名のところ、現員は48名です。会派別議員数は記載のとおりとなっております。年齢別議員数、当選回数別議員数についても記載のとおりでございます。

続いて5ページを御覧ください。こちらの資料は、特別区・国・東京都・各政令指定都市の給与勧告の状況です。

まず、月例給については、公民較差が極めて小さかった中ほど下段の京都市を除いて、ここに記載の全ての自治体で引上げの勧告となっております。

なお、特別給については、記載の全ての自治体で、国の人事院勧告と同様に0.10月分の引上げとしてございます。

続いて6ページを御覧ください。こちらは、人事院、東京都及び特別区人事委員会勧告等の実施状況を、平成2年度から令和4年度まで表に表しております。それぞれの勧告について、勧告の日、公民較差とその額、実施の日、実施の率と額を記載しております。

表の一番右側が特別区人事委員会の勧告状況で、おおむね人事院勧告どおりに実施されていることがうかがえます。

続いて資料7ページを御覧ください。世田谷区及び東京都の特別職報酬等改定経過でございます。平成元年からの月額給与の推移を表に表しております。左半分が執行機関側、区長等の改定経過、右半分が議決機関である議会の改定経過となっております。

一番左端、世田谷区長については、平成19年から平成26年まで毎年減額で推移し、平成

26年以降については増減を繰り返し、現在は105万100円となっております。

なお、直近の令和2年11月の改定では、副区長が3人体制となったことを受けて、増加する人件費を抑制する必要があることや、各副区長が担う職責、業務量の分散が見込まれるため減額改定したものでございます。

続いて、右側に移って、議決機関の世田谷区の議員でございます。議長、副議長、委員長、副委員長、一般議員と分けて月額報酬を決めてございます。

平成9年から平成11年の間が最高額となっております、議長については95万1000円で行ってまいりました。その後、平成15年に減額、以降平成21年までは据置きとし、平成22年以降は、人事委員会勧告を踏まえ推移をしております。

続いて8ページを御覧ください。こちらは特別区23区内のデータの比較を行っております。まずは自治体の基礎データとして、令和4年10月1日現在での各区の議員の条例定数、住民基本台帳に基づく人口、議員1人当たりの人口、令和4年度一般会計当初予算額、区民1人当たりの予算額を一覧にまとめたものでございます。中段黄色の網かけのところが世田谷区でございます。

こちらの資料については、前回の第1回審議会の中でも御説明しておりますので、ここでは説明を割愛します。

次に9ページを御覧ください。こちらは東京23区の区長の年収を一覧としてまとめたものでございます。上から順に千代田区から江戸川区まで、そして一番下の欄に平均数値を記載しております。中ほど網かけの部分が世田谷区でございます。

世田谷区の行を右側から4番目の年収の欄を見ると、世田谷区長の年収額が2168万7000円ほどで、23区で11番目となっております。ちなみに上位3区は江戸川区、荒川区、千代田区となっております、江戸川区と世田谷区の差は99万円となっております。

次に10ページを御覧ください。こちらは副区長の年収の表でございます。世田谷区の欄を見ると、副区長の年収は1669万3000円ほどで、23区で22番目となっております。なお、上位3区は荒川、千代田、杉並となっており、一番高い荒川区と世田谷区の差は148万円ほどとなっております。

次に11ページを御覧ください。こちらは教育長の年収の表でございます。年収の欄を見ると、世田谷区は年収1576万4000円ほどで、23区で10番目となっております。なお、上位3区は荒川区、港区、墨田区となっており、一番高い荒川区と世田谷区の差は68万円ほどとなっております。

次に12と続く13ページですが、ここでは常勤代表監査委員と常勤監査委員の年収をお示ししております。ただし、常勤監査委員は人口25万以上の市で設置を義務づけられていることから、一部の区では、上位の監査委員が設置されておらず、それらの区については、数字は記載されておられません。また、常勤代表監査として給与設定のない区もあるため、常勤監査委員の設定はございますが、常勤代表監査委員の設定がない区もございます。

それでは、12ページを御覧ください。こちらの年収の欄を見ますと、世田谷区の常勤代表監査委員は年収1363万5000円ほどで、23区で2番目となっております。上位3区は杉並、世田谷、新宿の順となっております。

次に13ページですが、こちらは常勤監査委員の年収一覧でございます。こちらも世田谷区の欄を見ると、年収は1322万2000円ほどで、23区で3番目となっております。上位3区は杉並区、中野区、世田谷区となっております。

続いて14ページを御覧ください。ここからは議決機関である議員分となります。議員については先ほど説明したとおり議長、副議長、委員長、副委員長と、それらに属さない一般の議員に分けて報酬月額が決まっております。

まず、14ページは議長でございます。こちらも年収の欄を見ますと、世田谷区の議長は年収1609万5000円ほどで、23区で6番目となっております。なお、上位3区は大田区、荒川区、渋谷区の順となっております。一番高い大田区と世田谷区の差は29万円ほどとなっております。

次に15ページを御覧ください。こちらは副議長でございます。同じように年収の欄を見ますと、世田谷区の副議長は年収1362万8000円ほどで、23区で8番目となっております。こちらも上位は千代田、荒川、足立の順となっております。また、一番高い千代田区との差は53万円ほどとなっております。

次に16ページを御覧ください。こちらは委員長の年収一覧となります。世田谷区の場合、議会に5つの常任委員会と4つの特別委員会と議会運営委員会、これらが委員会として設置されております。これらの委員会の委員長が対象となります。

年収の欄を見ますと、世田谷区の委員長は年収1152万3000円ほどで、23区で6番目となっております。こちらも上位の区は千代田区、足立区、江東区となっており、一番高い千代田区と世田谷区の差は38万円ほどとなっております。

続いて、17ページを御覧ください。副委員長となります。年収の欄を見ますと、世田谷区の副委員長については年収1096万9000円ほどで、23区で7番目となっております。な

お、上位3区は千代田区、大田区、荒川区となっており、一番高い千代田区と世田谷区の差は39万円ほどとなっております。

次に18ページを御覧ください。こちらは一般の議員分でございます。年収の欄を見ますと、世田谷区の一般の議員については年収1067万4000円ほどで、23区で6番目となっております。なお、上位の区は千代田、大田、世田谷となっております。こちらが一番高い千代田区と世田谷区の差は14万円ほどとなっております。

次に19ページ、20ページを御覧ください。こちらは先ほど説明させていただいた内容をまとめたところで、中ほど12のところは世田谷区となっており、23区職別年収比較表と職別基本給月額を比較表としてございます。

続いて21ページを御覧ください。こちらの資料では、過去10年間の実質賃金指数、名目賃金指数、消費者物価指数を掲載しております。こちらの資料は厚生労働省のホームページで公表されているデータを基に事務局で作成しております。

上段の表の中ほどにある名目賃金は、雇用契約による労働の対価として金銭によって支払われた賃金で、右側の消費者物価指数は、消費者が実際に購入する段階での商品の小売価格の変動を表す指数でございます。

一番左側の実質賃金は、労働者が労働に応じて受け取った賃金が、実際の社会においてどれだけの物品購入に使えるかを示す値で、実質賃金は名目賃金指数を消費者物価指数で割ることにより算出されております。

上の表は、平成27年の実質賃金、名目賃金、消費者物価指数を100%とし、令和3年までの指数を表にしたものでございます。

下の図は平成24年から令和3年までの指数の推移をグラフにしたもので、令和3年の実質賃金指数は98.6%、名目賃金指数は101.2%、消費者物価指数は102.6%でございます。

参考として、平成26年度に消費税が8%、令和元年度に10%となっております。

このグラフからは、近年、名目賃金は減少に転じている一方で、消費者物価指数が上昇を続けていることから、実際に物品購入に使える賃金が減少しているということがうかがえるものでございます。

最後に、22ページは特別職給与・議員報酬改定額比較表【試算】(案)でございます。今年度の勧告では初任給及び若年層の基本給を引き上げることとされており、本審議会で御審議いただく報酬の対象となる特別職の平均年齢が、参考までに58.5歳であること、また、勧告を受けての試算として、基本給については一律据置きで計算をしております。

一方で、特別給においては、勤勉手当が引上げ勧告であることから、据置きまたは特別給全体での引上げとしての勧告に当たる0.1月の引上げ、2つのパターンで試算をしております。

据え置く場合については前提条件の【1】となり、引き上げる場合については前提条件の【2】の額となります。具体の金額については、区長で年間約17万7000円の増額となり、以下、副区長から議員まで表の赤字で示した額が増額となります。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

○会長 御説明ありがとうございました。

それでは、具体的な議論に入る前に、ただいまの資料説明について御質問等ございましたらお願いできればと思います。

○委員 人事委員会勧告の概要について質問なのですが、改定の内容について、給与のほうですが、これは全職員を対象に引き上げるというのではなくて、初任給、それから初任給に影響を受ける若年層の職員ということですが、具体的に言うと、どんな年齢とか、それは分かりますでしょうか。それから金額、パーセンテージです。

○職員厚生課長 私からお答えします。若年層という対象が、おおむね30歳強ぐらいの間までが影響を受けるところというのでしょうか。それ以降になってきますと影響がないと、こちらのほうでは試算しております。

それから初任給についてですが、まず、いわゆるⅠ類、大学卒業程度については、現行18万3700円のところを18万8200円、4500円の増、それからⅢ類、高校卒業程度が14万7100円のところが15万2100円の、5000円の増となっております。

○委員 ありがとうございました。

○会長 それでは、ほかはいかがでしょうか。

○委員 先ほどの人事委員会勧告の概要の給料表ですが、令和4年4月1日から実施ということで、月額給与のほうの改定をするということですが、具体的に言ったときに、この精算の仕方は、何月から何月にかけてとか、何月で一気に訂正してしまうとか、その訂正の仕方を教えていただきたいです。

○会長 事務局、御説明をお願いします。

○職員厚生課長 遡った分の支給方法に関する事で御質問がございましたので、私から

お答えします。先ほども御説明したとおり、この後、職員団体との交渉という経緯を踏まえ、議会に上程させていただくことになります。予定として、今は11月中あるいは12月頭ぐらいの議決になると思うのですが、その後に支給というような流れで想定しているところでございます。

○委員 それは、議決したら、その次の月ぐらいに全額、その対象者についてまとめて訂正してしまうということですか。

○職員厚生課長 その予定でございます。

○

○会長 委員、あとはよろしいですか。

○委員 では確認ですが、特別区人事委員会の、あるいは東京都人事委員会のところ、これが未定になっているのは、要は12月の議決でということ確定するということですね。

○職員厚生課長 おっしゃるとおりで、この後の議決で確定することになります。

○委員 分かりました。

○会長 ほか、御質問はいかがでしょうか。

○委員 おはようございます。この特徴のところの(1)、先ほどの初任給及び若年層の給料月額を引上げというのは、特別区で今お話しされていると思うのですが、東京都や国もこの方針でやっているのでしょうか。

○職員厚生課長 国においても初任給等ということで進んでいるところでございます。

○会長 委員、よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかはいかがでしょうか、審議に当たって、今回はかなりいろいろな内容の資料が入っておりますので、どのようなことでも御質問あれば聞いていただければと思います。よろしいですか。

そうしましたら、この後、具体的な議論に入っていきたいと思います。先ほどの資料説明等を踏まえて、来年度の特別職の報酬等の額を改定する必要があるのかどうかについて御意見をお伺いできればと思います。

先ほど、人事委員会勧告の概要の話がありましたが、月額給については若手を中心にとということで、一方、特別給については、一般の職員の場合に、期末手当については引き上げないのだけれども、勤勉手当について0.1か月分引き上げるという形になっていると。それも踏まえつつ、あとは、ほかの区との状況とか、世田谷区の人口構造とか、そういう

あたりも含めて、あるいは副区長が3人いるとか、いろいろな状況の中で、これまでの対応があるわけですが、ここからどのようにしていくのかということでの議論になるかと思っています。

それでは、委員の皆様から順次御意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか、どなたからでも結構でございます。

○委員 それでは、私の意見を言わせていただきます。

基本的に特別区の人事委員会勧告というのは、特段の事由がない限りは尊重すべきだろうと考えています。

問題は特別な事情があるかどうかですが、まず、月例給については、基本的に公民較差を解消するため、給与月額を引き上げるという内容になっていますが、具体的な内容は、初任給について人材確保の観点から、初任給の動向等を踏まえて引き上げるのだ、その範囲内で若手についても考えるのだということですが、そもそも特別職については初任給という概念はないのだろうなと思います。

任期は決まっておりますし、それから人材確保、若年層を尊重するのだと、若年層の支援をするのだということですが、議員さんにしても区長さんにしても被選挙権があれば何歳でもそれは変わらないし、そうすると、今回の勧告を見ても、どうも特別職というのはその引上げの対象になっていないのではないかと考えております。

したがって、特別職及び議員さんについては、人事委員会勧告の適用外と考えて、月例給については据置きと考えております。

次に特別給ですが、これについては民間との較差があるということですので、特に若手を支援するという趣旨でもないと考えておりますので、人事委員会勧告の適用を除外する特段の事情はないと考えます。そうすると、0.1か月分引上げということによろしいのではないかと思います。

また、3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるようにという改定の内容についても、これは尊重してよいのかなと。実施時期については令和5年4月1日実施時期ということで、これについても勧告に従うということになるだろうと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。1点御意見をお伺いしたいのですが、今回は常勤職員については勤勉手当について上乘せをするということで、今回、特別職については、その勤勉手当の制度がない、また、会計年度任用職員についても勤勉手当がないということで、

会計年度任用職員については、今回、支給がないのですね。

そこについて、特別職においては、やはり期末手当のほうで0.1か月というところをどのようにお考えになられますか。

○委員 特別給の、期末手当に該当するのだろうと思いますが、現実には特別給として民間との較差があるということになれば、それは勤勉手当でも期末手当でもよろしいのだろうと思います。ただし、特別職は勤勉手当がないということであれば、期末手当ということでもよろしいのかなと思っております。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員 結論から申し上げますと、私は今回の賃金、言わば報酬、それから給料月額の関係については据置きという考え方がよろしいかと思えます。理由をこれから申し上げます。

資料10が21ページにあります。実質賃金指数、名目賃金指数、消費者物価指数、これは言わば厚労省の毎月勤労統計調査を基に作成したとなっておりますが、これは令和3年のところまでですね。実は令和4年、つまり今年に入ってからこの種の数値が、かなり衝撃的な数字が動いているということがあります。

まず、全体として、この種の報酬や月額を考える場合に、やはり区民の暮らしの実態と、そこで区政に対する、あるいは区の行政とか区議会に対する区民の方々の目というものを踏まえるということ考えた場合には、特に令和4年に入ってからこういう数値の推移を見なければいけないかなと思えます。

つい先日、10月28日に、これは国が総合経済対策を閣議決定した同じ日に、総務省が消費者物価指数の、言わば10月の中旬速報値というものをしていますね。これは2020年を基準とした場合に、東京都区部の10月分が103.4、前年同月比で3.5%と。

これは総合指数です。ただ、食料品に限って見ると、これが106.6、前年同月比でこれが6.1%、この中には例えば、私も大好きですが、生鮮魚介の関係とかは18.0とか、穀類で6.1とか、電気代が26.9とか、ガス代が28.8とか、そういうすさまじい数字が並んでいるわけですね。

しかも、先週行われた日銀の金融政策決定会合で、なぜか今の金融緩和の政策は維持する、つまり円安はさらにまた加速されるだろうということが想定されています。

そういう点では、区民の方々の暮らし向きは相当厳しいものになるかと推測されます。

片や今回の特別区の人事委員会の勧告、あるいは国や東京都の人事院、人事委員会の勧告の基になっている、言わば今年の春の春闘相場の関係ですが、これについて、たしか10月5日の国の経済財政諮問会議で、本年の月例賃金の賃上げ率の報告資料が出ています。

その中では4年ぶりに昨年同時期を上回っているということで、厚労省としては賃上げ率、言わば春闘相場と言われているものについては2.20%アップと報告した経過があるかと思えます。これを受けて今回、特別区については、言わば5年ぶりのプラス勧告というものが出てきたのかなと思えます。

それはそれで好ましいことではあるのですが、そのことをとってみても、実際の消費者物価の指数で見た場合は、かなり大きなマイナスということが浮かび上がってきます。

なお、これは10月25日に厚生労働省の労働政策研究・研修機構が発表した実収賃金指数、言わばこれは厚労省の毎月勤労統計調査をデータの出典元としながら、その機構がつくっている実収賃金指数というものがありますが、これが10月25日の時点で更新されたものが1.7という数字になっているかと思えます。

ちなみにアメリカは5.8、イギリスは6.1という数字ですが、この点から見ると、言わば実収賃金というのは、ある意味では、俗な言い方をすると、労働者が受け取る稼得の賃金、言わば実質的な賃金、あるいは名目賃金の中での一定の割合になるわけです。

それが1.7となれば、先ほどの物価上昇の関係を鑑みると、そして、これからもさらにそのことが推移するということが見込まれる場合には、やはり実質的な所得、収入が大幅にマイナスということが、勤労者にとっても、それから年金生活者にとっても起きてきます。特に年金者の場合には、例の年金の0.4カットということも起こっていますし、そういう点では相当厳しいところがあります。

そういう中で人事委員会の勧告が出ましたということがあっても、その影響、波及のところも、いわゆる初任給なり若年層のところには一定のシフトということを見た場合には、全体の傾向としては、これは据置きという形が出ておりますので、そういうことを踏まえて、私は基本的には据置きと。

ただ、先ほどのお話の中でもありました特別給の関係ですが、これは0.10というものが出ています。これは勤勉手当に割り振るといって言い方をしていますが、実際には特別職のところでは勤勉手当という概念自体がないということもあります。

ただ、そうはいつでも全体のそういうもの、景気の動向なり消費者物価の動向を見ながら、一旦据置きということの基本としながらも、その0.10については、これを言わば、こ

ういう状況の中でも、議会においても、それから区においても、頑張って区民の期待に応えることをやってもらいたいねという意味合いでは、今回0.10については、これを引き上げるということができるかなど。

そういう点では、この資料11の点でいきますと、【2】を踏まえて、私は結論としては、月例給は据置き、そして特別給については0.10月プラスという、その形でもよろしいかと思えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。この間のやり取りで新たに何か質問が出てきたということであれば質問していただいても構いませんが、御質問、御意見、順次賜われればと思えますが、いかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。基本的に両委員の御意見に賛同でございます。1点だけ確認したいのですが、これは期末手当の支出が年3回から2回になった場合、経費的にはいかようでしょうか。

○職員厚生課長 経費的に言いますと、実はそれほど大きな経費がかかるという状況が今あって、それが大きく変化するという事ではないのですが、試算としては、いわゆる支給のための振込手続的なものとか、その印刷といった経費が合わせて60万円ぐらい軽減されるかなど。あとは職員の負担としては、その事務的な負担は軽減される場所はあるのですが、実質的な経費としては今、60万円前後を見込んでいます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員 今、お三方から御意見がいろいろ出ましたが、私も基本的には、月額給与はそのまま据え置くと。それから期末手当、特別手当については、一般の方に倣って、これを引き上げることは、特に区民の方々が反対するとは思えませんので、これも認めてよいのかなど。要するに0.1か月分増額も賛成いたします。

質問ですが、期末手当の中の最後の、期末手当が2回の12月と6月になったという、その本当の理由というのはどういうところにあるのでしょうか。それだけお願いいたします。

○職員厚生課長 既に国を含め、自治体の多くが3期から2期に変わっていったところ、それに倣っていくということになるかと思えます。

○委員 ということは、実質的に官民較差というものはあるようなので、総額的には公務員の方は民間の方より若干少ない傾向があるということなのでしょうけれども、3月に期末手当が出るということに対する一般の方々の違和感があるというようなことを避けるというようなこともあるのでしょうか。

○職員厚生課長 おっしゃるとおりで、全体としては民間と較差ない形での支給のところが、3回に分かれていることによって、多くもらっている印象を与えているというところは、経緯としてはあったかと認識しています。

○会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○委員 皆さんの御意見を聞いていて、今回すごく難しくて、聞いて、ああ、なるほどとすごく思ったことがたくさんあるのですが、物価の上昇なども、この資料では、まだ令和3年ですが、今何か肌で感じて、ニュース等で、すごくどんどん上がっているということは感じているので、これから先どうなっていくのか、ちょっと不安ではあるのですが、とりあえず月例給で据置きと、特別給の期末手当0.1か月分引上げというのは、まあ、これでいいかなとは思いますが、この先のこと、来年以降のことについては、まだ状況がどうなっていくかということは、区民の皆様も不安でしょうし、それについてはまた検討していく必要があるのかなとは思いました。

○会長 ありがとうございます。確かに今回、非常に難しいところだと思います。

では、逆に事務局にお伺いしたいのですが、今回、人事院勧告に倣って、民間との較差を是正するというところで、特別給を0.1か月分引き上げると。そのときにこれを勤勉手当に充てるということになっているので、常勤職員と再任用職員については期末手当が0.1か月乗っかるのですが、いわゆる非常勤と言われている会計年度任用職員の方々は、勤勉手当の制度がないので、言わばその方たちにはその0.1か月が乗らないということになっています。

そのこととの関係で、つまりその勤勉手当がない会計年度任用職員には期末手当が乗らないのだけれども、特別職の場合にはそこを期末手当で充てるというところについて、それはどう考えるのかということが、当然いろいろ議論として出てき得ると思うのですが、そのあたりの検討状況はどうなっているかというあたりのところについて少し御説明、補足いただけないでしょうか。

○人事課長 人事課長の好永と申します、よろしく願いいたします。御指摘のところは区としても危惧しているところがございます、これは団体交渉にもなってくると思う

のですが、23区全体でも、労使のほうでは、その課題がぶつかり合うところかなと認識してございます。

労働団体からは、特別給というところを、全体をくくって0.1上げているのだから、その中の期末手当であろうと、勤勉手当であろうと、0.1上げるべきだということから、会計年度任用職員については勤勉手当の適用がない現状でも、特別給というくくりで、勤勉手当がないので、期末手当のほうで0.1上げるべきだという主張を聞いております。

ただ、ここについては、今23区全体でも、どう進めるべきかは今後の対応になってくると思いますが、現状では、その主張のぶつかり合いは否めないかなというような感覚を持っております。すみません、現状ではそのような説明にとどめさせていただきます。

○会長 御説明ありがとうございました。このあたりの課題は他方で残っているというところはあるのですが、本筋から行くと、先ほど委員の方からもお話、御意見ありましたが、民間との較差を是正するという観点からいくところと、引き上げるという考え方もあるのではないかとこのところですね。そのあたりをどのように整理するかが問われるかなと思いますが、ありがとうございました。

あと、委員の皆様、いかがでしょうか、御質問、御意見、どこからでも。

○委員 とても難しいと思って、この資料を頂いてから考えてまいりました。難しいと申しますのは、物価が上がっている、そして国際的に見た場合、日本の賃金他国の賃金と比べてかなり差がある状況で、そういう意味では、このお役所の、期末手当ではありますが、いわゆる受け取るお金が増えるということが、全体の賃金が上がっていくきっかけになるのであればとも思ったりしました。

でも、一方で、今、会長がおっしゃった会計年度任用職員、いわゆる非常勤の方々ですね。私が感じていることを申し上げます。職員の方々は大変よくお仕事をなさっていらっしゃると、それは感じております。また、公務員の方々は法律にのっとってお仕事をなさいますから、一般の企業の方、一般のいわゆる利益を上げてという形態とはまた異なるということも承知しております。

その中で、会計年度任用職員、いわゆる非常勤の方々が、では、職員の方々に劣るかといえば、そのようなことではない。逆に申し上げれば、その方その方の固有のこともありましようから、一般的なことは申し上げられませんが、ただ、私ども区民が感じていることを申し上げれば、区民の側から見た場合、その方が職員であるか、非常勤の方であるか、これは全く分かりません。

そして、その非常勤の方々も一生懸命やっていたら。もしその非常勤の方が——今、非常勤と申し上げさせていただきますが、非常勤の方々がいらっしゃらなかったら、恐らく回っていかないのではないだろうかと感じることも多々あります。

そういったところを、やはり、今回の一つの今後の課題と捉えていただいて、非常勤の方々の社会保険等、様々なことについても課題が言われ、そしてその整理がされている昨今ですから、お役所においてもそのところは、やはりきちんともう一度考えて、整理をして、数値化なり検討課題としていただきたいということが1点であります。

私はできれば、もうこの据置き、【1】のほうがよろしいかとは思っておりますが、今申し上げたように、収入ということで上がるということが、民間にとっても、いささかでも影響を与えるという意味があるならば、【2】でもそれは致し方ないかなど。

人事院勧告というのは今現在の数値ではなく、前の数値を基にして出てくる数値ですから、世間様の相場と感覚、肌合いが違うということを承知で申し上げている次第です。

そして、もう1点お願いがございます。この【2】としたとしても、特別職という方は、前にも申し上げたかと思いますが、一般の職員の方々とは働き方が違うのだと思います。議員の方々もその意味では同じではないかと思っております。つまりは、一般の職員の方々はどうのようになさっているのか、それをきちんと監督をし、そして指導をし、そのようにする立場もあろうかと私は思っております。

そういった意味で、区民に相對峙しているところにいるのは、本当に現場の職員です。その現場のところ特別職の方がいらっしゃるといことは、そんなに多くはありません。いらっしゃったとしても御挨拶というぐらいのことです。

この区民が関わる現場の職員は、どのようになさっているのか、デスクワークそのものが、現場にどのようになつて形になつているのか、そのところをよく御覧になっていただきたい。そのところがこの収入の中に入っていると私は思っておりますので、そのところを一つの、そういうことができるのであれば【2】でも、これは致し方ないかなど思います。

年金も全くスライドしない世の中です。そういう中で甘んじて生活をしている人がたくさんいます。月に1回フードドライブをしています。困っている人はたくさんいます。

景気のよいときに養育費を決めた。しかし、自分は今、もう働けなくなった。リストラに遭った。経営していた会社が駄目になった。どうしたらよい。子どもに金は渡してやりたいけれども、どうにもならない、どうしたらよいのだと。そういった御相談、そんなこ

とがたくさんあります。

お母様方のほうからは、働く時間が少なくなった、非常勤でとてもやっていられない。その中で養育費も少なくなった。介護費用もかかっている。そういった現実があるということ、この特別職の方々には、ぜひ現場に立って、そここのところを御覧いただくような、そういうことをお願いして、【2】とさせていただくのであれば、そこへ納得しようかなというように思っています。

○会長 委員、ありがとうございました。

基本的には据置きということもあるのだけれども、今の賃金引上げの流れをつくるという点、あるいは特別職の方々の働き方というところについても、御意見をいただいた上で、2番目、特別給について0.1か月分の引上げという考え方もあり得るという御意見だったと受け止めました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○委員 正直言いまして、これはすごく迷いました。まず最初の人事委員会勧告、これは私たちの肌感覚からすると、896円の差があるということ、これ自体、どういったところから引き出してきたのかな、それもちょっとよく分からないというところも実際あって、そこからまず、正直、考え方、つまづいてしまいました。

ただ、そうはいっても不適當な統計から出してきたということでは絶対にはないと思っ
て、きちんとしたところからの統計であるということ、やはりこの勧告というものは尊重される必要があるのかなとは思っているのですが、現在、なかなか民間の給与が本当に上がっていない。そして働きつつも、自分の会社は果たしてこのままずっと続けていけるだろうかという、そういう不安を抱えながら、若い方たちなども働いている。だからこそ転職というものもすごく多くなっているのではないかなと思うのですよね。

そして、公務員の方々というのは、基本的には倒産ということはないわけですよね。そういうところに立っている、そのようなことを考えると、私はぜひこれは据置きという形で考えていただければいいなと思うのですよね。なかなか若い方々、民間で働いている方々の不安というものは物すごく大きいです。

そして、本来であればお母様、小さなお子さんを自分の手元で見て育てたい、そういう気持ちはすごくあります。でも、実際の生活費、養育費、それから自分の家のアパート代、建てたローン代、そういったものを含めると、とてもとても御主人だけの給与では賅っていけない、これが現状です。ですから、お母様方も働かなければいけない。

そうすると、子どもはどうするの。おじいちゃま、おばあちゃまが見れる家はいいですが、見れない方もかなりいらっしやいます。そうすると保育園に預けなければいけない。本来であれば幼稚園ぐらいまで、小学校の低学年ぐらいまでは家庭でしっかり見てあげたいという気持ちはあっても、できない現状があるということ、ぜひこれを皆さん、それは職員の方々でも同じですよと言われてしまうかもしれませんが、実際にいつ解雇されるかわからない、そのような状況の下で働く不安というものは物すごく大きいと思います。そういったところをぜひ考えていっていただきたいなと思います。

あと、一つ条件として、もし【2】に落ち着くのであれば、やはりぜひとも、先ほど委員が言われたように、様々な私たちの生活をしっかりと見届けていっていただきたいなと思うのですね。

この物価指数、物すごく上がってきています。そして実際の本当に肌感覚では、物すごく大変、それこそトイレトペーパーも「そんなに長く延ばして使っては駄目よ」と家の中で言わなければいけない、そのくらいの感覚になってきています。

ですので、そういったところをしっかりと見ていって、政策などに反映していっていただければと思います。

以上です。

○会長 委員、ありがとうございました。

今のこの物価の状況などを考えると、そもそも公民較差、これをどう捉えるのかというところかなと思います。

今、就業者のうち、統計で言うと正規が6割、非正規が4割という状況がございまして、ここで挙げているものは民間の従業員の給与ということなので、言わばその正規の職員をベースにした比較になっています。

ところが、働いている就業者のうち4割が非正規という状況の中で、なかなかそこの比較というところで、それをどう考えるのかということにもつながるのかなと思います。

○委員 なかなか肌感覚にそぐわないのですけれどもね。

○会長 そういうことですね。だから、むしろ肌感覚で、つまり4割の従業員の方が非正規というところもあって、これと比べるとどうなのかというあたりも気にかかる。

ただ、もしその正規の民間との公民較差を是正するという考え方に立つのであれば、他方で、そういった4割の非正規の方もいらっしやるし、生活も非常に厳しいというところも含めて、それだけの引上げをするということであれば、その辺の実態もしっかりと分か

って、納得というか、ちゃんと理解した上でということを考えていただきたいという御意見だったなというふうに受け止めましたがいかがでしょうか。

○委員 はい、ぜひ考えていっていただきたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

それでは委員、お願いいたします。

○委員 いつもこれ（資料）を届けていただいてありがとうございます。これが届いてからになってしまうのですが、いろいろとニュースを見たり、この資料を読んだりということをして、毎回ですが、話がだんだん頭の中ででかくなっていくというか、結局、日本経済を考えたり、下手をしたら世界経済を考えなければいけないというようなことで、もういつも頭を本当に悩ませています。

そして結局、言い方は悪いですが、どうしても民間の給与などの顔色をうかがわざるを得ないという、僕も公務員だったので、それはよく分かっているところはありますので、いつも、その辺とのバランスが、そして、去年の資料とかを見ても、据置きだったり、勤勉手当も期末手当もマイナスだったりということまで来ていて、恐らくはコロナもそろそろ収束して、今年の春ぐらい、ウクライナのこと絡んできたと思うのですが、まさかここまで長引くだとか、円安になってしまったとかもあって、何とかコロナも克服して、これから上がっていくのではないかというところで考え出されたものなのかなという気はしています。

そして、他の委員さんが恐らくお仕事を通して肌感覚で感じていらっしゃるということのはもっと切実で、もっと大変な現状があるのだろうと思うということを、変な言い方ですが、僕はいつもここへ来て確認させていただいているような感じで、それを聞いていらっしゃる職員の方々も、多分それを確認できるような、実に審議会と言いながらも、すごく奥が深いなと思いつつ感じます。

結論から言うと、結果的には【2】にせざるを得ないのかという気はしております。それこそ本当に特別職と言われる、特別、スペシャルなのだということを分かっていたら、上げるという方向でということでお考えされていた方々に賛同するということではあります。

ただ、1点だけ言うと、働き盛りの方々には上がらなかったということが結構つらかっただろうなと。若年層や初任給を上げないと優秀な人が集まらないという考え方は、どこの民間でも多分同じで、パイの奪い合い、これから少子化が進めば当然そうなると思

うので、蛇足ですが、多分40代、50代の方々は上げてほしかっただろうなというところがあります。

○会長 ありがとうございます。

そうしますと、いろいろ本当に課題はあるものの、こちらの資料11で言う【2】ですね、月例給は据置き、特別給は0.10か月分の引上げというところに落ち着くことになるだろうなというところでの御意見だったと思います。

一通り委員の皆様から御発言いただいたところですが、ほかの委員の皆様の御意見も踏まえてさらに、ちょっと今回非常に、本当に難しいところでもあるので、追加の御意見とか御質問がありましたら、ぜひいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 先ほど会計年度任用職員についてということで議論がありましたが、非常勤の方とか臨時職員の方に相当するということですが、これが地方自治法上、勤勉手当を支給することができない規定になっているということなので、これに合わせるということではなくて、むしろこれは将来改定されていかなければいけないことだと思うので、今、同一労働同一賃金ということで、そういったことが随分見直されているところだと思うのですが、地方自治法上は、これは最初に、こういうところから取りかかっているか、いかなければいけないかなと私は思いますね。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。大変重要な御指摘かと思えます。

では、今回、委員の皆様、非常に拮抗というか、迷っているところもおありということだったので、私自身の意見も少し申し上げられればと思います。

私自身は、やはり官民較差を埋めるという意味で、月例給については据置きと。そして、この特別給について0.1か月というところで行けるのかどうかを、やはり大変迷っていたところがありました。

と申しますのは、先ほども御質問したとおり、会計年度任用職員という、言わば非常に、一番処遇が厳しい方たちについては、今の自治法の規定上、勤勉手当を支給することができないので据え置くと。そして特別職について、勤勉手当の制度がないのだけれども、そこについては期末手当に振り替えるというところが妥当なのかどうかが一番気になったところではあります。

しかし、先ほど事務局から御説明もあったとおり、そこについては今度、労使交渉とか、恐らくその法制度の改正なども含めて議論を進めていくことになるというところにも

期待しつつ、今回特別職のところについては期末手当でということに対応しながら、会計年度任用職員の処遇についても改善されるようなところを期待していくと、そういうところに落ち着くのかなというところを、皆様の意見をお伺いしながら考えたところではございます。

本当に今、同一労働同一賃金、委員がおっしゃっていただきましたが、そこは大変大事ということも思ったところですし、先ほど他の委員さんからも御意見ございましたが、ぜひこういった議論があったというところも、その特別職の皆様にきちんと伝えていただけるとよいのかなとも思いました。

ほか、御意見、何かよろしいでしょうか。

○委員 今、会長さんからもお話があったことに関わって一言だけお話をしたいと思うのですが、この審議会は報酬等審議会ということなので、この報酬等審議会で扱うことについての一定の限界というか制約もまたあるかと思うのですね。そういう点では、先ほど他の委員さんからお話のあった事柄、ある意味では今の人事や任用に関する制度の根本的な問題にも関わるところ、それから、やはり働く人々の正規、非正規のところでの賃金の格差の問題とかについては、もっと根本的なところで議論をして進めていかなければいけないかなと思います。

ただ、そこまでこの審議会で踏み込んで議論するということは、なかなかしんどいかなという感じがしましたので、そして、もう一方では、今日たまたま同じこの時間帯で公契約適正化委員会という区の審議会が開かれていますね。その後、引き続いて労働報酬専門部会というものが開かれると伺っています。

実はこの公契約の問題、私自身も地域で関わっていることもありますので、そういう点では、実はその会計年度任用職員、その昔、令和2年度に施行するまでは非常勤さん、あるいは臨時さんという形であった。その方々の処遇をどうやって押し上げていくのかも問題意識に持ちながら、少なくとも公務で仕事をちゃんと担いながら、ワーキングプアなどと呼ばれるような処遇は改善しましょうねというところから始まったものが公契約条例の制定と、その運用の改善だったのですが、そういう全体的な、地域の社会的な運動、動きと、こういう今日のような議論とがうまくかみ合うと、よりよいものになるかなと私自身は率直に思いました。

そういう点では、今日いただいた各委員の御意見なども大いに刺激をいただきましたので、そのことも踏まえて、今後とも区政なり区議会の動きが、そういう人々の、区民の肌

感覚に思いを寄せて仕事になされるように、きちんと注視もしていかなければいけないか
と思います。

そういう点で、結論は変わりませんが、そういう問題意識を、今日の審議会の議論を通
じて深められたということに感謝をしたいと思います。ありがとうございました。

○会長 委員、ありがとうございました。

ほかは何か御意見ございますか。よろしいですか。

○委員 この勤勉手当については、いろいろなところで議論がなされ、勤勉という名称が
どうかという点も含めて、今後、検討が期待されると思います。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、ほぼ御意見も出そろったところかと思しますので、そろそろまとめに
入りたいと思います。

本当にいろいろな角度から貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。何
人かの委員の方からは、給与月額、あと期末手当、両方据置きという考え方もあるのでは
ないかという御意見も賜ったところではあるのですが、全体的には、最終的に給与月額は
据え置きつつ、期末手当0.10か月というところで、ある程度の御了解がいただけたのかな
と思っております。

ということで、結論としましては、区長、副区長の給料月額及び議員の報酬月額は、初
任給及び若年層について引き上げることとする特別区人事委員会勧告を踏まえ、据置き、
また、期末手当については0.10か月分引き上げることのできたいと思いますが、よ
ろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは報酬等の額については、そのような内容で答申
を調整してまいりたく存じます。

それから、何点か確認をしたいのですが、期末手当の支給時期について、民間企業やそ
の他団体との整合性などを踏まえて、一般職と同様6月、12月の2回支給とするという取
扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それから、条例等の改定の実施時期ですが、こちらも一般職と同様ということで進める
ということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは最後に、前回、第1回の特別職報酬等審議会の議論の中で、政務活動費について議会からの実感を知りたいという御意見が上がったと思いますので、事務局からその後の進捗状況について御報告をいただければと思います。

○総務課長 本件について、第1回御審議の際の御意見を踏まえ、区議会事務局と協議をさせていただきました。協議の結果、来年の第1回特別職報酬等審議会の参考資料となるように、本審議会からの要望という形で、第1回の御意見を附帯意見としていただくことで、そのアンケート実施に向けた対応を調整するとの御回答をいただいております。

なお、アンケートについては、改選が来年5月にございますので、新しい議会になったときということ、また調整をしたい。そして、その際の質問項目や実施時期については、会長と御調整の上、委員の皆様の御確認をいただきながら進めていきたいという方向で想定しております。

以上でございます。

○会長 本当に事務局の皆様、どうもありがとうございます。

それでは、附帯意見として審議会の参考資料にするため、アンケートの実施を要望するという、附帯意見としてこれを答申に付すということと、アンケートの進め方について、こういったことでやらせていただくということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは最後、答申についてですが、今回の特別職の報酬等の額につきましては、本日の結論を中心に、私と事務局で整理をしまして、答申案を作成いたします。答申案は、作成後に各委員の皆様へ御送付して、御意見があれば事務局まで御連絡をいただくという形で進めさせていただければと思います。

また、第1回に御審議いただきました政務活動費の額も、減額すべきといった御意見もございましたが、社会経済状況やほかの自治体との比較、過去の推移等を踏まえて、現状のまま据え置くということを進めさせていただければと思います。

また、先ほど総務課長より御報告のあったアンケートについては、附帯意見として答申に加えていきたいと思っております。

それらを踏まえて成案にまとめ上げて、皆様から御了解いただいた後に、私から区長へ

答申させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいりたく存じます。

それから、一方で今回の議論の検討材料の一つである一般職の給与改定に係る特別区人事委員会勧告の労使交渉が、10月31日現在、まだ妥結されていない状況です。勧告どおり妥結された場合には、本日の結論や御意見を踏まえた答申といたしますが、勧告とは異なる妥結がなされた場合は、その妥結内容によって改めて議論を行う必要が出てまいります。

労使交渉の結果については、妥結後、事務局より各委員へ御報告をして、それを受けた今後の方向性についても併せて御報告をお願いいたします。

それでは最後、本日の審議内容の会議録の公開について、総務課長より御説明をお願いいたします。

○総務課長 本日の特別職報酬等審議会の会議録の取扱いについてですが、会議録については、世田谷区情報公開条例に基づいて区政情報コーナーに配置するとともに、区のホームページに掲載させていただきますので御了承いただければと思います。

会議録の内容については第1回と同様に、まず会長に御確認いただいた後に委員の皆様にも御確認いただくという流れを取りたいと思います。そのような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○総務課長 ありがとうございます。では、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

以上で本日予定していた次第を全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局からも何かよろしいでしょうか。——それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。御審議どうもありがとうございました。

午前11時25分閉会